



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所 共催勉強会 『改正法務省令を踏まえた令和元年改正会社法の実務対応(後編)』

講師：大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 澤井 俊之
弁護士 福富 友美

令和元年改正会社法に伴う法務省令も2020年11月27日に公布され、改正会社法及び法務省令は、一部の規定を除き、いよいよ2021年3月1日から施行されることとなりました。

大江橋法律事務所では、中間試案の段階からニューズレター等で会社法改正の動向を発信してまいりましたが、パブリック・コメント等を経て実務上の問題意識が明確になり、法務省令の内容も確定したこのタイミングで、令和元年改正会社法について、以下のとおり、2回に分けて、Westlaw Japan / 大江橋法律事務所 共催勉強会で、実務解説を行うことといたしました。今回は後編のご案内です。

	開催日	講師	内容
前編	2021年1月27日(実施済)	浦田悠一・平井義則	●株主総会資料の電子提供制度 ●株主提案等 ●株式交付
後編	2021年 2月25日	澤井俊之・福富友美	●取締役の報酬等 ●補償契約、D&O保険 ●社外取締役

改正内容の解説のみならず、来る施行日に備え、各改正に関する主な要対応事項、経過措置についても解説予定です。施行直前の総まとめの機会として、また今年の株主総会に向けた先取り準備として、奮ってご参加いただけますと幸いです。

日 時：2021年2月25日(木) 16:00～17:30

開催方法：オンラインにて、ライブウェブキャストセミナー（WEBオンラインセミナー）を開催いたします。
会社、ご自宅などWEB環境があればどこからでもアクセスいただけます。
お申込み後、セミナー開始前にセミナー視聴用URLをお知らせいたします。

参加費：無料

お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/210225s.html>

※申込フォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード0225を入力後、お申込み入力をお願いいたします。

お問い合わせ先：seminar@westlawjapan.com

講師紹介

大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 澤井 俊之(さわい としゆき)

2006年京都大学法学部卒業、2008年京都大学法科大学院卒業、2009年弁護士登録。2017年University of Michigan Law School 卒業(LL.M.)後、2018年7月までPillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP(New York)勤務。2018年9月～2020年7月まで金融庁企画市場局市場課勤務(金商法・資金決済法関連法令の改正、顧客本位の業務運営に関する原則の改定に従事)。主な取扱分野は、コーポレート・M&A、金融規制、フィンテック等。関連する著作として「D&O保険の実務(共著)」(商事法務・2017年)。

弁護士 福富 友美(ふくとみ とみみ)

2007年早稲田大学法学部卒業、2010年早稲田大学大学院法務研究科修了、2011年弁護士登録。2019年Northwestern University Law School卒業。2020年Herbert Smith Freehills LLP(東京)勤務。主な取扱業務は、コーポレート・M&A、紛争解決、企業不祥事対応等。近時のセミナーとして「日本におけるハイブリッド型バーチャル株主総会の概要と動向」インハウス・コミュニティ・eコンGRESS・ジャパン(2020年10月)。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：seminar@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

SNO21_202101_FD